



谷口 和弥 議員
(5期の会)



今年6月の通常国会で「認知症基本法」が全会一致で成立し、同月16日に公布された。「認知症基本法」では「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」などが基本理念に掲げられた。

幕別町においては現在、2021年度からの3か年計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」の見直し時期となり、2024年度からの「第9期」の3か年計画の議論が進んでいることと思う。ついでには以下の点を伺う。

(1) 「認知症基本法」の基本的施策を「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の認知症対策にどのように反映させるのか。
(2) 幕別町は「認知症基本法」で努力義務とされる「市町村認知症施策推進計画」を策定するのか。

町長 (1) 「認知症基本法」では、基本的

問 「認知症基本法」の基本理念が反映した高齢者施策に
答 法で定める基本的施策が着実に講じられるよう検討を進める

施策として「認知症の人に関する国民の理解の増進等」や「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」、「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」など、八つの施策が示されている。

本町は、現在、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の「認知症に対する総合的な対策の推進」の中で、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の連携」、「若年性認知症施策の推進」、「認知症の人や介護者への支援」、「認知症介護の質の向上」、「高齢者の見守りや徘徊時の対応」という六つの柱に沿って事業を進めており、八つの基本的施策は、概ね実施できているものと認識している。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」として、認知症カフェが令和2年度以降開催できていないほか、「認知症の人に

関する国民の理解の増進等」とし



認知症を啓発するたすきりレー「Run Tomo 北海道 2023」が宅老所「和(わか)」前をスタート (9/23)

て、認知症サポーター養成講座が、年に3回程度の開催となっていることから、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、法で定める基本的施策が着実に講じられるよう検討を進めていく。
(2) 現在策定中である「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中に「認知症施策」の項目を設け、法で定める「市町村認知症施策推進計画」に合致する内容となるよう策定作業を進めていく。



幕別町名誉町民条例はその第1条で「幕別町における公共の福祉の増進又は文化の興隆に功績があり、かつ、町民の尊敬をうけるものを顕彰し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする」とされているが、これでは評価の基準が不明確と思われる。幕別町名誉町民条例を廃止する考えは。



町長 名誉町民および特別名誉町民の資格要件は、条例第2条に定める規定によって言い尽くされている。審査委員会への諮問・答申、議会の議決を経て、名誉町民に決定されるといふ過程は、町の最高位の表彰にふさわしい町民の総意に基づく、慎重かつ丁寧な決定方法であると考えている。

条例廃止に関しては、幕別町の発展に多大な貢献をされ、かつ人間性の高い方に対して、尊敬と感謝の念を持って功績を称えることは、議論の余地がない。

問 時代に沿わない幕別町名誉町民条例は廃止すべきではないか
答 尊敬と感謝の念をもって功績を称えることは議論の余地がない